

令和 7 年度ベビーシッター利用支援事業のご案内

国分寺市では、待機児童対策の一環として、令和 7 年 4 月よりベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を開始します。この事業は、0 歳児から 5 歳児までの待機児童の保護者等を対象に、お子さんが保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定するベビーシッター事業所を低額で利用できる事業です。事業実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

対象者	国分寺市に住民票があり、①または②のいずれかに該当する方 ① 0 歳児から 5 歳児の待機児童の保護者 ※入所申込時に「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」とした申請の方は対象外です。 ② 0 歳児で保育所等への入所申込みをせず 1 年間育児休業を満了した後、復職する保護者
利用時間等	月曜日から土曜日までの午前 7 時から午後 10 時までのうち 保育短時間認定の方：1 日 8 時間かつ月 160 時間まで 保育標準時間認定の方：1 日 11 時間かつ月 220 時間まで （祝日、休日及び年末年始除く）
利用料金	1 時間当たり 150 円（税込み） ※助成対象は保育料のみ。入会金、交通費、キャンセル料、保険料等は助成対象外。
主な利用条件	保育場所は自宅となります。きょうだいの保育や送迎、家事等はできません。 保護者が休暇の日（体調不良の日を含む）や産休・育休中の場合は利用できません。

■申請からご利用までの流れ■ 裏面も併せて御覧ください。

対象者確認申請は、令和 7 年 2 月 10 日（月）より保育幼稚園課窓口で受け付けます。（土日祝日除く）

1	対象者確認書申請	以下のものを持って保育幼稚園課窓口へお越しください。 対象者確認申請後、市から「対象者確認書」を送付します。 対象者①の方 施設利用保留通知書 対象者②の方 育休満了者の就労証明書（育休期間記載されたもの） 育休満了者以外の保護者の保育の必要性の書類 ※利用開始希望日（復職を要する場合は、復職日以降）の 1 か月前に、お申込みをお願いします。利用者と認定ベビーシッター事業者との利用調整・契約等におおむね 1 か月程度かかります。
2	認定事業者と契約	認定ベビーシッター事業者の中から希望の事業者を選択し、事業者と直接、利用調整、契約を行ってください。対象者確認書の提示が必要です。認定ベビーシッター事業者一覧は、東京都ホームページ（裏面参照）を御確認下さい。
3	アカウント発行申請	認定事業者と契約成立後、初回利用予定日の 10 開庁日前までに、契約書を持って、保育幼稚園課窓口へお越しください。 本事業の利用に必要な専用システムのアカウントの発行申請を行います。 後日、全国保育サービス協会よりアカウントが郵送にて通知されます。
4	利用開始	利用の都度、専用システムから助成券を発行（スマートフォン等の画面に表示）し、そのコードをベビーシッターにお知らせください。
5	（育児休業中の方） 復職証明書の提出	対象者①の方で就労を要件として保育認定されている方、対象者②の方は、復職後 2 週間以内に復職証明書（市指定様式）を御提出下さい。

■本事業の市ホームページ



■認定ベビーシッター事業者一覧（東京都ホームページ）



■注意事項■

利用前に、「ベビーシッター利用支援事業利用案内」「ベビーシッター利用支援事業利用約款」を必ずお読みください。

東京都福祉局ホームページ



■助成期間について（利用約款第11条）

以下の場合、助成期間に限らず本事業の利用は終了となり、**助成終了**となります。

終了事由	助成終了日
認可保育所・家庭的保育の入所が内定	内定した保育所等への入所（予定）月の前月末日
内定を辞退	
入所申込みを行わなかった（申込みの取下げを含む）	申し込むべきだった入所月の前月末日
市外へ転出	転出の前日
保育の必要性の認定要件を満たさなくなった	認定要件を満たさなくなった日

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

問い合わせ先
国分寺市子ども家庭部
保育幼稚園課入園相談係
042-312-8648（直通）